

## 榛東村空き家バンク実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、榛東村空き家バンクの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない、又は使用していない村内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権により当該空き家の売却又は賃貸(以下「売却等」という。)をすることができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 売却等を希望する所有者から提供を受けた空き家に関する情報を榛東村空き家バンク台帳(別記様式第1号)に登録し、その情報を公開するとともに、空き家の購入又は賃借を希望する者に対して紹介する制度をいう。
- (4) 物件登録 空き家バンクに空き家の情報を登録することをいう。

### (協会等の責務)

第3条 村と協定を締結した一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会渋川支部(以下「協会」という。)及び協会の会員のうち村が実施する空き家バンクに賛同した宅地建物取引業法(昭和27年法律第167号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下「宅地建物取引業者」という。)は、空き家バンクによる空き家の取引が円滑に行われるよう次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 空き家バンクを利用した空き家の売買又は賃貸借(以下「売買等」という。)に係る媒介をする宅地建物取引業者(以下「媒介業者」という。)の選定に関すること。
- (2) 第5条第5項の規定による現地調査に関すること。
- (3) 空き家バンクを利用した空き家の売買等の結果の報告に関すること。
- (4) その他空き家バンクを利用した空き家の売買等に関すること。

### (登録の要件)

第4条 空き家又は所有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、物件登録をすることができない。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 宅地建物取引業者と媒介契約を締結済みの場合
- (3) 敷地が借地である場合
- (4) 無接道の場合
- (5) 建築確認がされていない場合
- (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等の場合又はこれに類する場合
- (7) 抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合

(8) 村税に滞納がある場合

(9) 榛東村暴力団排除条例（平成24年榛東村条例第14号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有している場合

(10) その他村長が物件登録が適当でないと認める場合

（登録の方法）

第5条 所有者は、物件登録をしようとするときは、榛東村空き家バンク物件登録申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

(1) 榛東村空き家バンク登録カード（別記様式第3号。以下「登録カード」という。）

(2) 空き家の外観、内部及び敷地を撮影した写真

(3) 空き家の所有者及び所有権を確認できる書類

(4) 未納税額がないことの証明書

(5) 空き家が共有の場合は、共有者全員の承諾書

(6) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請をする者（以下「申請者」という。）は、媒介業者を指定するものとする。ただし、申請者が媒介業者の指定をしなかったときは、村長は協会に媒介業者の選定を依頼し、当該選定の結果に基づき村長が媒介業者を指定するものとする。

3 村長は、前項の規定により媒介業者が指定されたときは、榛東村空き家バンク媒介業者指定通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。

4 村長は、第1項の申請があった場合は、申請書類の審査及び空き家の現地調査を行い、物件登録をすることの可否を決定したときは、榛東村空き家バンク物件登録（不登録）決定通知書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。

5 村長は、必要があると認めるときは、前項の現地調査を協会に依頼することができる。

6 物件登録の有効期間は、登録の日から起算して2年間とする。

（登録の変更）

第6条 物件登録をした空き家の所有者（以下「登録者」という。）は、登録カードの記載事項に変更が生じたときは、速やかに榛東村空き家バンク登録事項変更届出書（別記様式第6号）に変更内容を記載した登録カードを添付して、村長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 登録者は、物件登録の取消しをしようとするときは、榛東村空き家バンク物件登録取消届出書（別記様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定による届出書の提出があったとき。
- (2) 協会から第3条第3号に規定する報告を受けたとき。
- (3) 物件登録の有効期間を満了したとき。
- (4) 物件登録をした空き家の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (5) 登録者が偽りその他不正な手段により物件登録をしたことが判明したとき。
- (6) 物件登録の後、第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

3 村長は、物件登録を取り消したときは、榛東村空き家バンク物件登録取消通知書（別記様式第8号）を登録者に交付するものとする。

（空き家情報の公開）

第8条 村長は、村ホームページへの掲載、担当課窓口への備付けその他適当な方法により、物件登録をした事項のうち、次に掲げる事項を公開するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 物件所在地
- (3) 契約区分
- (4) 希望価格
- (5) 物件の概要
- (6) 設備の状況
- (7) 施設までの距離
- (8) 間取り図
- (9) 写真
- (10) 特記事項

（利用の申込み）

第9条 物件登録をした空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「購入等希望者」という。）は、榛東村空き家バンク利用申込書（別記様式第9号）に榛東村空き家バンク利用登録カード（別記様式第10号。以下「利用カード」という。）を添付して、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、利用の決定をしたときは、榛東村空き家バンク利用決定通知書（別記様式第11号）を購入等希望者に交付するものとする。

3 村長は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る利用カードの写しを協会に送付するものとする。

4 購入等希望者が第4条第9号の規定に該当する場合は、空き家バンクを利用することができない。

（交渉）

第10条 登録者及び購入等希望者は、媒介業者を介して売買等の交渉を行うものとする。

2 村長は、前項の交渉及び売買等の契約について、直接これに関与しない。

（適用上の注意）

第11条 この要綱は、空き家バンク以外の売却等の取引を妨げるものではない。  
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクについて必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。